

第三次循環型社会形成推進基本計画の取組状況

(第11回中央環境審議会循環型社会部会ヒアリング)

平成27年11月17日

国土交通省

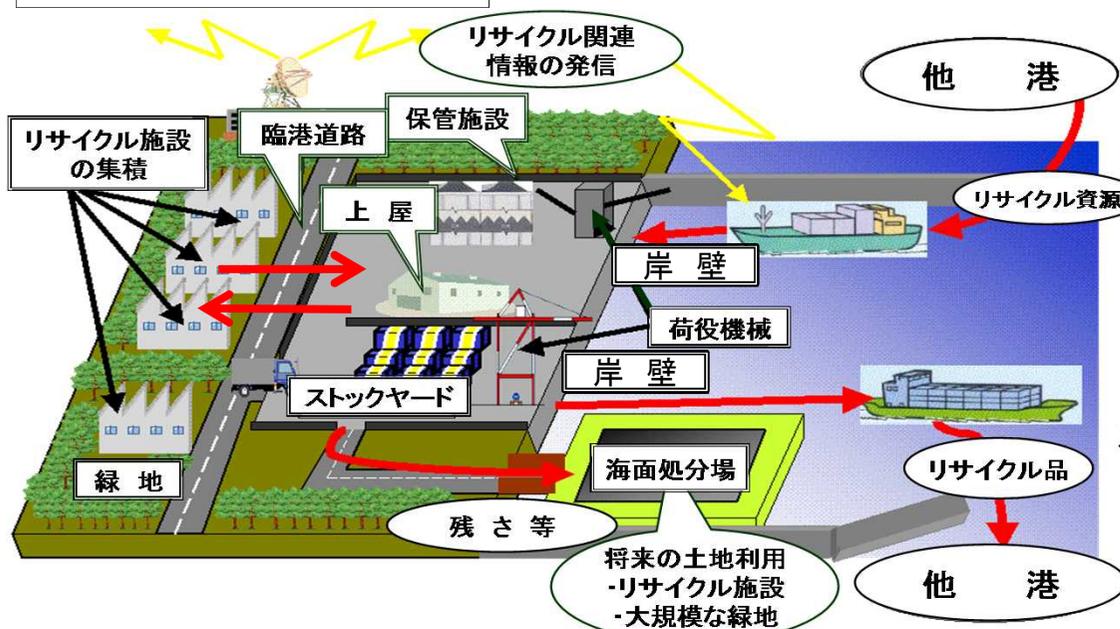
1. リサイクルポート施策

○循環型社会構築のためには、地域内で活用できない循環資源について広域的に流動させることが必要。
 ○リサイクル施設の広域的立地に対応した循環資源の広域流動の拠点となる港湾を「リサイクルポート(総合静脈物流拠点港)」として指定し、海上輸送による広域的な静脈物流ネットワークの構築を図る。

リサイクルポート施策

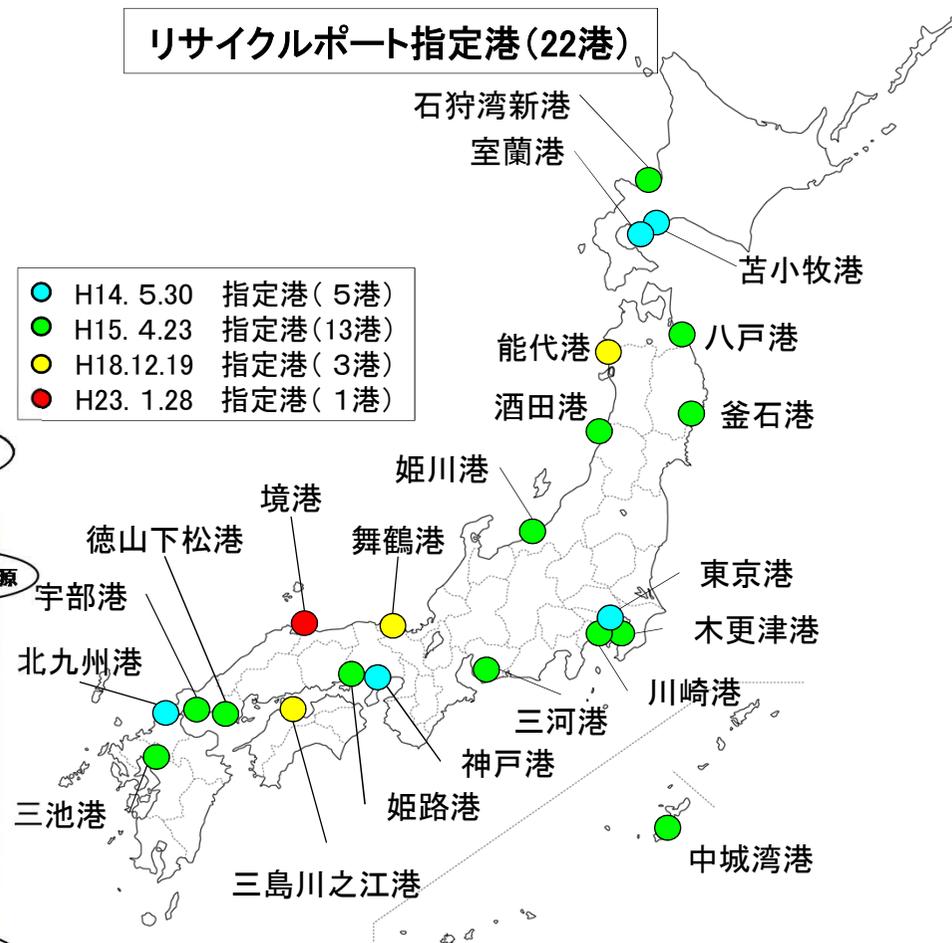
- ・ 岸壁等の港湾施設の確保
- ・ 積替・保管施設等の整備に対する支援(補助率1/3)
- ・ 海運による低炭素型静脈物流システムの構築に対する支援(補助金)
- ・ 循環資源の取扱に関する運用等の改善
- ・ 官民連携の促進(リサイクルポート推進協議会の活用など)

リサイクルポートのイメージ



リサイクルポート指定港(22港)

- H14. 5.30 指定港(5港)
- H15. 4.23 指定港(13港)
- H18.12.19 指定港(3港)
- H23. 1.28 指定港(1港)



「循環型社会の構築支援」「環境負荷の低減」「リサイクルコストの低減」「臨海部産業の活性化」の効果

1. リサイクルポート施策

リサイクルポート推進協議会の取組

○ 海上輸送を活用した静脈物流システムの事業化を推進し、もって循環型社会の構築に貢献することを目的として、平成15年に民間団体・民間事業者・港湾管理者などで構成する『リサイクルポート推進協議会』を設立。

1. 部会分科会活動

- ・ 調査・研究部会（海上輸送・港湾活用の拡大）
- ・ 循環資源利用促進部会（リサイクル材の利用拡大）
- ・ 広報部会（会員相互の交流による情報交換の促進）

2. セミナーの企画運営

3. 会員への情報提供（メルマガ・HP）

4. 港湾別地域協議会との意見交換会の実施

○ リサイクルポート推進協議会が「D.Waste-Net」に参画。東日本大震災等での災害廃棄物の輸送実績を踏まえた助言等による課題解決への貢献が期待されている。

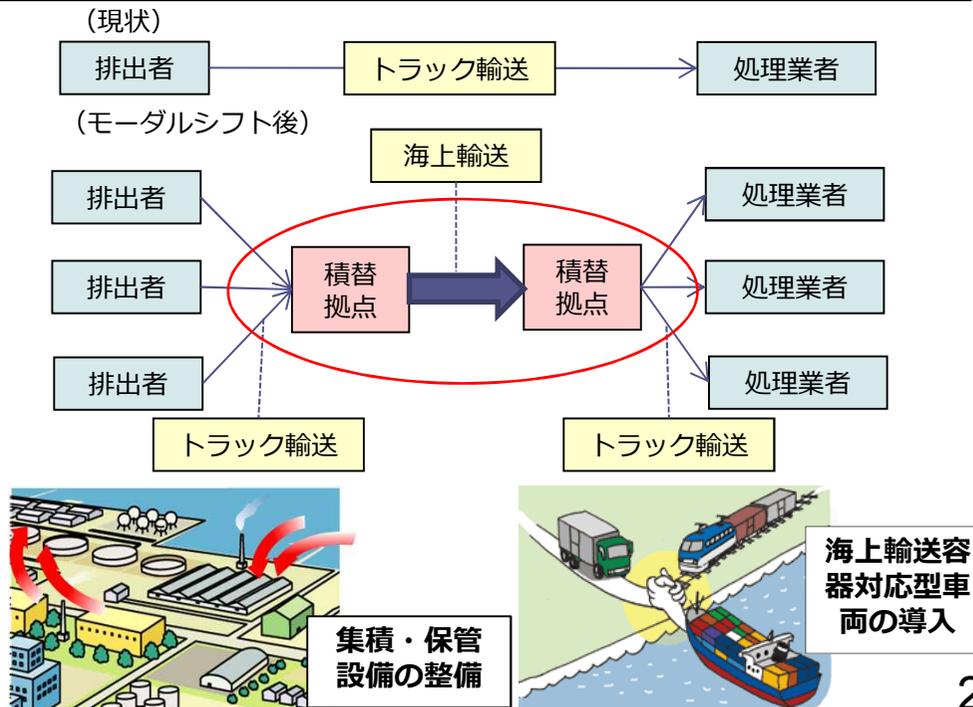
D.Waste-Net

- ・ 東日本大震災による災害廃棄物処理の教訓を踏まえ、災害廃棄物に係る知見・技術を有効に活用し、国、自治体、民間事業者の災害対応力の向上につなげるため、有識者や民間事業者団体等による人的な支援ネットワークを構築することを目的として今年9月に発足。
- ・ 有識者や関係機関の技術者等からなる支援者グループと民間事業者団体グループから構成され、メンバーは環境大臣が任命。

モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業（環境省連携事業）

○ 海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費及び循環資源取扱設備導入経費の一部を補助
 ○ 静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化を推進し、循環型社会と低炭素社会の統合的実現に寄与している。

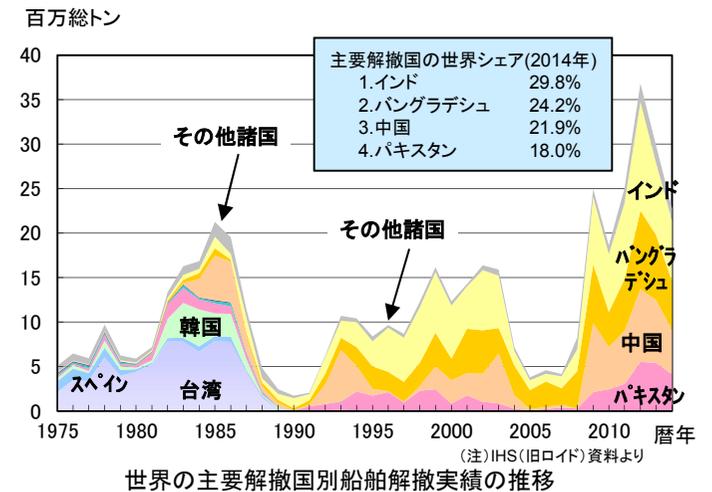
- ・ 補助率：モデル事業実施経費の2/3以内（初年度）、1/2（2年目）、1/3（3年目）
- ※ 循環資源取扱設備導入経費の1/2以内
- ・ 補助対象：民間団体等



2. シップリサイクルに関する取組①－経緯・条約の概要－

- 役割を終えた船舶の解体(シップリサイクル)は、主にインドやバングラディシュ等の開発途上国で実施されており、労働安全衛生や環境保護に関して十分な対策が講じられていないことが大きな課題。
- これを踏まえ、国際海事機関(IMO)では2000年よりシップリサイクルの議論が開始。
- 我が国は世界有数の海運・造船国として議論を主導し、2009年5月にシップリサイクル条約※を採択し、各種取組を実施している。

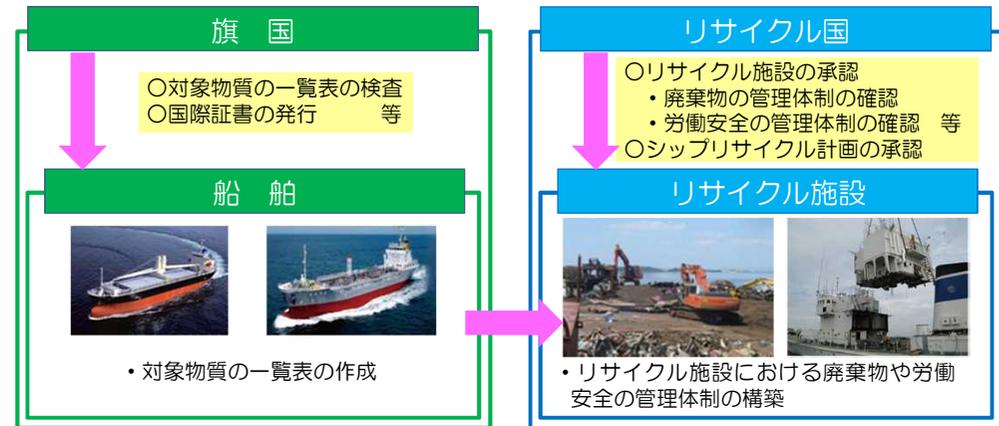
(※ 2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約)



概要

【条約上の主な義務】

- ・ 船舶に使用されている対象物質の所在や量を記載した一覧表の作成
- ・ リサイクル施設における廃棄物や労働安全の管理体制の構築
- ・ 国は、船籍を有する船舶や国内に所在するリサイクル施設の検査・認証を実施



【対象船舶】

- ・ 排他的経済水域(EEZ)を越えて航行する国際総トン数500トン以上の船舶

【発効要件】

- ①15ヶ国以上が締結、②締約国の船腹量が世界の40%以上、③締約国の解体能力が締約国の船腹量の3%以上
(2015年11月時点: ノルウェー、コンゴ共和国、フランスの3カ国が締結済み(船腹量は約2%、解体能力は約0%に相当。))

2. シップリサイクルに関する取組②ー国内法制化の検討 等ー

- 国交省は、船舶への搭載が条約上義務化される「対象物質一覧表」の先行的な認証サービスを開始。
- 我が国の条約批准に向けた課題や対応等の検討を行うため、学識者、造船、海運、シップリサイクル業、水産、船級等をメンバーとする「シップリサイクル条約の批准に向けた検討会」を設置。

【第1回検討会（平成25年12月11日）】

○国際動向の把握

- ・欧州（EU諸国）の状況
- ・主要リサイクル国（インド、バングラデシュ、中国）の状況



作業前のブリーフィング
（インド）



岸壁における解体
（中国）



油水処理施設
（中国）

○我が国の取組の確認

- ・条約発効前における対象物質一覧表（インベントリ）の作成及び国土交通省による適合証交付

【第2回検討会（平成26年3月25日）】

○国内シップリサイクルの把握

- ・事業者のリサイクル実績、管理の実態等



クレーンによる陸揚げ



解体場内の排水溝



フレキシブルコンテナ
に詰められた廃棄物

○環境要件に関し、条約と現行国内法とのギャップ分析

- ・廃棄物の処理に関する要件は、既存の国内法により、概ね措置済み。
- ・リサイクル施設の承認などの制度はないことから、新たな制度が必要。

【第3回検討会（平成27年9月2日）】

○労働安全要件に関し、条約と現行国内法とのギャップ分析

- ・労働安全に関する要件は、条約と既存の国内法において、一部差異があるため、対応が必要。
- ・リサイクル施設の承認などの制度はないことから、新たな制度が必要。

○条約発効に向けた国際対応

- ・世界第1位のシップリサイクル国であるインドとの政策対話や支援が必要

<今後の予定>

- 国内執行体制の整備に必要な国内法制化等について関係省庁との調整・準備作業を進める。

2. シップリサイクルに関する取組③－国際対応－

○条約の早期発効のため、条約の発効に不可欠な主要シップリサイクル国であるインドの条約批准を促すため、官民連携した取組を実施。

首脳会談 (2014年9月1日)

- ・ 日本を公式訪問したインドのモディ首相は、安倍首相との会談時に、シップリサイクル施設の改善に対する日本の支援に期待を示した。

大臣会談 (2014年9月24日)

- ・ 太田国土交通大臣がインドを訪問し、ガドカリ道路交通・海運大臣と会談。
- ・ インドのシップリサイクル施設の改善に関する日本の協力について議論を行い、今後も議論を継続し、実現に向けて協力することに合意した。



上記会談の結果を踏まえ、日印の海事当局間で政府間対話を実施。(計3回)

- インドの条約批准に必要なシップリサイクル施設の環境・労働安全対策の改善に関する技術的手法や両国のこれまでの取組等について、意見交換等を実施。
- シップリサイクル施設の改善に向けて、協力していくことに合意。

また、民間ベースの取組として、シップリサイクル施設の改善に関する協力が行われるとともに、認証機関が、インドのシップリサイクル事業者2社に対して、シップリサイクル施設が条約の要件に適合していることを認証した。

<今後の予定>

- 政府間対話等を実施し、インドに対してシップリサイクル施設の改善に関する協力を進めるとともに、条約の早期発効のため、関係国の条約批准を促す国際的な活動を実施する。